

3年までに150人以上を支援し、2013年には高齢者の入所施設を建設予定。そして2014年までに100人以上を家庭で暮らせるよう支援をする予定という。

なお昨年2012年には延べ1,405人の支援を行ってきた。

16～18歳までは教育システムで対応できているが、18歳以上は制度がなくなる。一方で家族の高齢化も加わり支援力が低下し、それへの対応に困難をきたしている現状が指摘されている。もちろん障害者権利条約を批准しているが、入所施設は存在しており、上述のように新たな建設も進められている。（この点は、前述のグラナダの学校でも高齢化した障害者のためのセンターを計画中と、期せず打ち明けられた点は注目すべきであろう。）

また新しいチャレンジあるいはプロジェクトとしては、パン作りや車の洗車などを計画。また、アニマルセラピーや大学との連携による研究活動に積極的に取り組む予定。

なお、芸術・文化活動はすでに活発で各種の賞を受賞し、作品の販売も好調の様子。

待機者リストは現在250人で、上記の新しい施設ができるとそこで100人程度の受け入れを目指している。

2010年7月配布。オリジナル言語：スペイン語

国連障害者の権利条約
障害者の権利条約委員会
障害者の権利条約の適用

障害者の権利条約 35 条に従い条約批准国より提出された初期レポート

スペイン

目次

	ページ
I. はじめに	3
II. 障害者の権利条約一般条項 1-4	3
III. 特定の権利	
A. 5 条。平等、差別されないこと	5
B. 6 条。障害のある女子	6
C. 7 条。障害のある児童	7
D. 8 条。意識の向上	8
E. 9 条。アクセシビリティ（施設及びサービスの利用可能性）	10
F. 10 条。生命に対する権利	12
G. 11 条。危険な状況と人道上の緊急事態	12
H. 12 条。法の前で等しく人として認められる権利	13
I. 13 条。司法へのアクセス	15
J. 14 条。身体的自由と安全	18
K. 15 条。拷問、その他残酷な非人間的な扱いや罪からの保護	18
L. 16 条。搾取、暴力、性虐待からの保護	19
M. 17 条。個人が健全たることの保護	20
N. 18 条。移動の自由および国籍についての権利	21
O. 19 条。独立して生活し、地域社会に受け入れられる権利	21
P. 20 条。個人的な移動を容易にすること	23
Q. 21 条。表現と意見の自由と情報の利用	24
R. 22 条。プライバシーの尊重	26
S. 23 条。家庭、家族の尊重	26
T. 24 条。教育	26
U. 25、26 条。健康、リハビリテーション	30
V. 27 条。労働と雇用	35
W. 28 条。適切な生活レベルと社会的保障	41
X. 29 条。政治、公的生活への参加	
Y. 30 条。文化、レクリエーション、レジャー、スポーツへの参加	
IV. 特定の義務	
A. 31 条。データと統計の編集	
B. 32 条。国際協力	
C. 33 条。国内での適用とフォローアップ	

I. はじめに

1. スペイン法においては、障害の扱いを一つの社会モデルに向けた動きは、障害者の権利条約が承認され発効した 2008 年 5 月 3 日以前から行われてきた。スペイン憲法 9 条は、これら障害者および障害者グループの政治、経済、社会、文化的生活における自由と平等を保障している。同じくスペイン憲法 14 条は、法の前での平等の原則を擁護しており、出生、人種、性、宗教その他あらゆる個人的社会的条件や状況による差別があってはならない。
2. しかしながら真の発展は、障害者の社会参加に関する重要な法律、1982 年 4 月 7 日付法律 13 号(LISMI)の成立以後のことであり、2003 年 12 月 2 日に成立した障害者の機会均等、無差別、ユニバーサルアクセシビリティ（様々な人々が利用できるような）に関する法律 51 号 (LIONDAU) とその発展細則の成立でその頂点を迎えた。
3. しかしながら上記障害者の権利条約の国内法への正式な組み込みは、同条約に記載された権利を有効とするために法律の様々な分野における諸規則の適応や改正が必要であり、現在もその作業が継続中である。2009 年 7 月 10 日付閣議の合意により各省参加のもとでワーキンググループが設置され、現行法の分析と今後行われるべき改正に関するレポートを 7 ヶ月以内に発表される予定である。
4. 障害者の権利行使の機会均等を保障する対策として先進的な重要な法律があるにもかかわらず、これを実行に移すには十分ではない。当局の介入方針、特定の社会グループ向け政策、アクションプラン、障害者が人間としてのすべての権利、すなわち市民として、社会、経済文化的な権利享有を保障する政策を設計する必要がある。
5. 障害者向けの政策がいかに重要かは、統計の数字が示している。スペインでは 385 万人が何らかの障害を持ち、全家庭の 19.94 パーセントに影響している。障害者の 59.8 パーセントは女子である。年齢別にみると、44 歳までは男子障害者がやや上回るが、45 歳以上ではこの割合は逆転し、年齢が進むにつれて女子の障害者の割合が増える。これらの障害者の 67.2 パーセントはモビリティ（移動すること）が限られ、またはモノを自由に動かすことができない。さらに家事をする場合に問題のある人の割合は 55.3 パーセント、48.4 パーセントの人々は自分の身の回りのことや洗面が不自由である。

II. 障害者の権利条約の一般条項（1-4 条）

6. スペインの法制度では、1978 年に発布された憲法 10 条のもとで基本的人権と自由を認めているが、その保護と障害者がこれらを平等な条件で十分享受することの保障は当障害者の権利条約の目的である。特に法律によって定められた障害者の権利の原則が守られ適用されているか監視する管理と制裁システムの発展が必要となってくる。
7. この目的で、スペインでは障害者国家審議会の中に、特別常設オフィス（OPE）が設置された。このオフィスは、差別されたとする障害者による告発、相談に対してアドバイス、分析、調査を行う専門機関である。機会均等、無差別、障害によるアクセシビリティ（利用のしやすさ）のテーマに関する苦情や抗議で、権利にかかわるものでない場合に限り、裁判外で解決する調停システムが規定され、

メンバーは 2008 年 12 月 2 日に任命された。

8. 法律 49/2007 号のもとで違反制裁担当部会が設置された。これにより機会均等、無差別、ユニバーサルアクセスビリティの分野における違反と制裁制度について定められた。当部会は、直接、あるいは間接的な差別があったり、障害者に対する迷惑行為、アクセスビリティ要求不履行や必要な調整が行われなかったり、法的に規定されたポジティブアクション不履行など、障害者の権利侵害に対し行政上の制裁を行う。
9. 障害者の権利条約(スペインは 2007 年 12 月 3 日批准)第 2 条には一連の定義、障害を理由とする差別、妥当な調整、ユニバーサルデザインなどに関する定義が含まれている。その要点はすでに LIONDAU (障害者の機会均等、無差別、ユニバーサルアクセスビリティに関する法律)にも規定されているが、障害者の権利条約は、障害者とは長期的に身体的、精神的、知的、感覚的に欠陥を持つ者であって、様々な障壁との相互作用によってほかの人々と同じ条件下で、完全かつ効果的に社会参加ができない(1 条)者と理解している。この点に関して条約は序文に言及があり、障害とは発展する概念であり、障害とは周囲の環境と社会の行動による相互作用のもたらす障壁であるとも記載されている。この定義から、障害者の権利条約は、障害者の社会モデルを定め、上述の人々を含め、さらにその他の人々、国内法によって保護されている人々も除外することなく、したがってその定義は最小限度のものであって、社会と学術の変化によって変化していく。
10. 同じく、障害者の権利条約は、“障害を理由とする差別”とは、障害を理由とするあらゆる区別、排除、または制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他の分野において、他の者と平等にすべての人権と基本的自由を認識し、享有しまたは行使することを妨害し、または効力なしとするような結果または目的をもつものをいう。(2 条)
11. 実際禁止されているのは、障害を理由とする差別であり、差別という現象を強調し、人々の能力にはそれほど言及していない。したがって、実際は差別に苦しむ人が障害者ではないのに障害という理由による差別が存在可能であり、差別をひとまとめにしたものであるといえる。
12. 一般的にいつて、障害に関してスペイン法が根拠とする原則は、障害者の権利条約の第 3 条に列挙されているものと同じではあるが、本レポートの中で順次述べていくとおり、障害者の権利条約の一般原則が、より明白となるように様々な法律や勅令の改正が行われた。
13. 障害者の権利条約の 4 条は、締約国が条約批准によって負う“一般的義務”について列挙している。これらの義務の一部は、法的性格のものであり、LIONDAU (障害者の機会均等、無差別、ユニバーサルアクセスビリティに関する法律)の発効と、すべての発展規則により、スペインが締約国としての公約を十分に果たす意思がある何よりの証拠である。これら発展細則の一部はすでに承認され、また一部は審議中である。しかしこの条文は、障害者の権利の完全行使を実現する責任も課す。このために別のタイプのアクションが取られているが、そのひとつが国立自立技術支援センター(CEAPAT)である。この技術センターは厚生社会事業省の管轄で、その使命は総合的アクセスビリティ、支援のための製品や技術、すべての人々のためのデザインを通じて障害者と高齢者の権利行使に貢献することである。
14. 4 条に従う一般的な性格の公約としては、モビリティに関する援助やサポート技術、サービスなど利用しやすい情報を障害者に提供することである。その例として ONCE (スペイン盲人協会)財団がマドリード貯蓄銀行社会福祉財団との協

力で、スペイン政府工業観光通商省の助成を得て運営するホームページ www.guiadis.es があり、障害者とその家族に生活の様々な面で利用可能なサービス、センター、援助、補助金などに関する情報を提供している。様々なサーチオプションにより内容を特定し、コンテンツについて調べたり、アクセス要件について知り、これら援助を受けるための必要な手続きについてスペインの4種類の公用語で説明がある。さらに ONCE 財団が FSE との協力で立ち上げたポータル、www.discapnet.es には、障害者やその家族にとって興味ある情報が網羅されており、様々な機会にヨーロッパレベルでのグッド・プラクティスとして紹介された。

III. 特定の権利

A. 5 条。平等、差別されないこと

- 1 5. 障害の分野では、スペイン憲法および上述の LIONDAU（障害者の機会均等、無差別、ユニバーサルアクセスビリティに関する法律）が完全に本条文の目的を満たしている。憲法は第 II 章で、機会均等について述べており、具体的には機会均等の権利違反とは何かを定義し（1 条）この権利を保障するために公共行政当局がとるべき対策について述べている。すなわち差別に対する対策と、ポジティブアクション対策である。さらに LIONDAU 10 条は、政府に対してアクセスビリティの基本条件と、一連の分野、範囲において差別しないことを規定するよう求めている。しかしながら障害者の権利条約の発効に伴い、現行法の見直しが進められ、一般厚生法 14/1986 号 10 条、18 条の条文を改正し、人は障害を理由に差別されてはならない、という文言を含めるよう提案されている。
- 1 6. LIONDAU 施行とその発展細則、および管理制裁システムの施行は、平等、差別されないことを可能にし、保障するための基本であり、システムにとっていかなる理由による差別に対して効果的なガードとなる。特定の規則制定と、様々な分野におけるアクションプランやプログラムの策定は、省の担当部署の責任であるが、いずれにしてもこれら規則に沿ったものでなくてはならない。

B. 障害のある女子

- 1 7. LIONDAU（障害者の機会均等、無差別、ユニバーサルアクセスビリティに関する法律）8 条は、客観的に見てより差別の犠牲となりやすく機会均等の面でも不利な障害者、たとえば女子を対象とするアクションプラン実行の必要性を指摘している。この意味で、政府は 2006 年 12 月 1 日付け、女子障害者プラン I を承認した。このプランは女子障害者と男性障害者間の不平等の状況を均衡化させるための戦略と方法について定めている。現行の障害者向けアクションプラン III には、以前のプランの原則と対策が盛り込まれており、障害を性の分析からとらえる姿勢がみてとれる。
- 1 8. 現在行われているアクションのうち、注目すべきは 2010 年 1 月 26 日に発表された“障害者に関する差別のない言語表現ガイド”である。これは高齢者社会サービス局（INSERSO）がサラマンカにある身体障害者回復センター性別ユニットを通じて編纂したもので、女子の障害者に関連した性差別表現を避ける言い直し

を提案するものである。

19. 労働分野では、労働者憲章法の改正を認可する 1995 年 3 月 24 日付勅令 1/1995 号は、労働者憲章法が規定する労働関係における待遇の平等、差別されないことの原則を規定している（例、41 条の 2. C、17.1 条）。障害者の機会均等、差別されないこと、ユニバーサルアクセシビリティに関する 2003 年 12 月 2 日付法律 51/2003 号に従い、外国人は誰でも同法に含まれる条文通りの措置を受けることができる。
20. 男女の実質的平等に関する機関法 3/2007 号の成立は、非常に重要であり、これにより労働、社会保障、仕事と家庭生活の両立の分野で多くの権利が認められた。

C. 7 条. 障害のある児童

21. 障害者の権利条約の社会モデルは、障害を持つ児童は障害者として、さらに子供であるため二重に傷つきやすいと認識しており、さらにほかにも傷つきやすい要因も指摘できる。子供の人権条約は、23 条の中で、障害のある児童に対し締約国は特別の保護を与えなくてはならないと規定している。子供の人権条約から派生した子供保護に適切な法的枠組みを与えるべきという配慮から、未成年者の法的保護に関する 1996 年 1 月 15 日付機関法 1/1996 号が成立した。同法の成立理由として、家族、その中でも特に未成年者に社会的経済的法的保護を保障することは、憲法が定める社会経済政策の主要原則の遂行であると説明されている。3 条は未成年者は、障害や病気などによる差別を受けることなく憲法および国際条約が認める権利を享有する、と定めている。続く各条文も児童の名誉、プライバシー、肖像権、情報への権利、イデオロギーの自由、参加、団体の結成、集会の権利（社会、文化的その他の生活に全面的に参加する権利がある。行政当局は参加機関を設立し、それに参加し、団体結成を奨励する）、表現の自由、聴かせる権利について述べている。
22. 一方、2006 年 6 月 16 日の閣議において、2006-2009 児童少年少女戦略国家プラン（PENIA プラン）が承認された。これはわが国初の児童政策について各行政当局の行動計画の戦略的ラインのガイドラインとなるものである。このプランの策定には各自治州政府、児童関係社会組織が参加し、児童監視所の総会で合意された。同文書は児童の権利条約が規定する提案と原則に児童の権利委員会の推奨事項に適合している。
23. 本プランでは、障害のある未成年者の扱いに関して幅広い特別な注意が払われ、これら児童の権利を特別な方法で保障する必要があり、様々な言及がなされている。それというのもこれら児童は未成年であり、障害があるという二重のハンディキャップを負うからである。
24. 具体的に、戦略的目的 6 の中で、“リスク、無防備、障害、そして/または社会的に疎外された状況にある児童、少年少女に対し注意と社会の介入を強化し、レベルの高い基準を設け、それを正しく評価してゆく”という記載がある。同プランは、中間点の 2007 年に評価され、現在は有効期間が終了したのでプランの最終評価と、新戦略プラン 2010-2013 を検討中である。
25. 障害者の権利条約は児童の保護について交軸的な扱いをしている。すなわち児童の権利保護について、一方では児童の保護、もう一方で障害児童の保護という二つの観点からの保護を提起している。
26. 同じく自立と要介護者への配慮に関する 2006 年 12 月 14 日付法律 39/006 号に

も交軸的原則が記載されている。2条では自立と要介護のコンセプトについて定義し、自立にはサポートが必要な知的障害者（障害児童）または精神病患者について言及し、3条で、同法が根拠とする原則について述べている。その中でも公的で普遍的な性格、全面的に要介護の状況にあるものへの配慮、要介護の状況にある人へのケア政策の交軸性について述べている。

27. したがって、機会均等、児童の利益保護の優先、様々な影響ある問題への実質的参加は、スペイン法規の権利と原則の一部であり、スペインが批准した子供の人権条約の具体的適用に関しても、法律1/1996号も未成年者の法的保護に関してこれら原則と権利を明示している。
28. 2008年にスペインが子供の人権委員会に提出した子供の権利条約の適用に関するレポートの中でも、障害児童とその家族に対する配慮の面で進展があったことが記載されている。
29. この意味で、本レポートが言及する期間、障害者の権利を認識し、実効的なものとする法制面の整備と各種対策の適用面で重要な進捗があった。もちろんその中には未成年者についても考慮しなければならない。特記すべきは障害者の機会均等、差別されないこと、ユニバーサルアクセスビリティに関する2003年12月2日付法律51/2003号、2004-2012アクセスビリティ国家プランI、そして最も新しい自立の奨励と要介護者への配慮に関する2006年12月14日付法律39/2006号である。この法律により未成年者が享受者となり、追加条項13によって3歳児の保護特別制度も設けられた。
30. 障害児童の保護と社会参加の面でも様々な方向の実質的な活動が行われた。たとえば、公共の社会保険システムが障害を持つ18歳以下または18歳以上で扶養している子を持つ家庭への経済的給付、また出費超過にあてるための特別な給付を行った例がある。（一般予算からの拠出、子供一人当たり非拠出型割り当て、扶養する障害児童一人当たり、出生手当、双子またはそれ以上の場合の養育する子供一人当たりの非拠出型出産給付など）

D. 意識の向上

31. スペインでは以前から障害者に対する社会の意識向上のための様々な活動が行われてきている。
32. 第一に、アクセスビリティ国家プランI（2004-2010）がある。同プランに関しては、9条に関する報告の中で詳しく述べるが、その中の行動計画の一つが一般国民向けのアクセスビリティとデザインに関する意識の向上と教育である。特に環境と利用しやすい施設のデザインと（または）運営に重要な役割を果たすエキスパートたち、経営者や公務員の意識向上、教育を重要と考える。
33. 意識向上戦略としては、市民や企業向けの意識向上情報キャンペーンを基本とする。これら企業や市民は、アクセスビリティ（利用のしやすさ）条件の能動的かつ受動的当事者である。意識向上戦略には、アクセスビリティのためのアクションや工事を助成し、受益者側も普及啓発活動に参加することが重要である。
34. 第二に、前述した障害者のためのアクションプランIII（2009-2012）の成立がある。その目的は障害を人間の多様性を構成する一要素として認識する人としての自立の奨励であり、障害者がほかの市民と同じ利益を得るような公共政策を適用していかなければならない。こうして障害者が複雑でありながら結束した社会で市民権および政治的社会的権利を行使し享有することを保障する。本プランは性格差の

観点も取り入れ、障害者の男女間にある不平等を是正する目的も持つ。その他同じような特に障害のある女子向けのプランもスペインで承認され、精神衛生に関するプランも採択された。

35. 中央政府も様々な機関を通じて 8 条関連対策をとっている。すなわち厚生社会政策省内では、障害に関するセクター別政策総局が様々な普及活動を実施しており、その例として、公共政策研究所 (INAP) カスティージャ・レオン州公共行政スクールその他、各省庁と協力して開催されたスペインの障害者の社会的法的実態に関する講座が挙げられる。特に公務員の障害者に対する注意を喚起している。
36. さらに強調したいのは、各自治州政府と、郡や市町村の社会サービス課が協力して、市民により近い場で、障害に対する啓発活動をおこなっていることで、様々な教材を利用した普及活動が行われ、障害の早期発見のため (初期ケアプログラム) 公衆衛生や教育担当者の意識向上を目指して社会、衛生、教育サービスのコーディネートがすすめられている。
37. 高齢者社会サービス院 (IMSERSO) と、王立障害支援協会も障害に関する教育活動を行っている。王立障害支援協会は、肉体的精神的欠陥の予防、障害者へのケア、障害者の自己啓発、社会における認知のプロモーションと改善を目的とする機関である。これらの目的の枠内で、ソフィア王妃賞が設けられ、リハビリテーション、社会参加、欠陥の予防、市町村でのユニバーサルアクセスビリティの分野で継続的に行われた活動に賞金が授与される。ほかにもわが国では、様々な分野で人や企業、公的私的機関が行った業務に対して広く表彰する制度がある。
38. 障害者のためのサービスと給付ガイドブックなど、様々なガイドブックも出版された。マスコミ関係者向けには障害に関するスタイルガイドがある。これは最近急速に存在感を増している障害者に関する知識を普及、更新させ、障害者を普通の人と同じくとらえ、障害関係用語の正常化を図ろうというものである。
39. 一方、現在情報普及のためのもっとも有効な手段は、マスコミだけではなく、新テクノロジーの利用も重要で、その意味でインターネットは理想的なツールといえる。その例をあげると、10 年前に作られた障害に関する情報サービス (SID) がある。これは障害に関する情報ポータルサイトで、行政当局とサラマンカ大学 (地域参加研究所、INICO) の協力で運営されている公共ネットワークである。SerCuidador ウェブページ (スペイン赤十字と高齢者社会サービス院 (IMSERSO) が運営) は、家庭で家族の介護を行う人々の直面する問題を解決する助けとなる。これら情報は、介護者をサポートし、アドバイスをを行い、健康な生活習慣を奨励して自立を促し、障害と要介護に対する社会の認識、介護者の交流と参加を促す。さらに介護者サポートとして、ソーシャルセラピーグループへの参加を促すその他の啓発プログラム (たとえば CuidArte) もある。
40. スペインでは 12 月 3 日の国際障害者デーに、障害に関する世論を啓発し、障害者の尊厳、権利、福祉への支援を求めて様々なイベントが開催される。さらに障害者が政治、社会、経済、文化的な生活すべてへの参加から派生する収益への意識向上にも努める。
41. 欧州連合議長国の枠内で、3 月に包括的教育を推進するため必要な政策や対策について協議する重要な会議が開催された。さらに CERMI と ONCE 財団との協力協定、防衛省と厚生省、スペイン弁護士協会理事会、行政書士協会との協力協定も署名された。障害者に関するエキスパートたちの意識向上と研修を目的のひとつに掲げたスペイン法制評議会主催ですべての法制機関が参加した正義と障害フォーラムも開催された。

E. 9条. アクセシビリティ（施設及び設備の利用可能性）

- 4 2. LIONDAU（障害者の機会均等、無差別、ユニバーサルアクセシビリティに関する法律）は、アクセシビリティ（施設、サービスの利用可能性）を、障害者の基本的権利行使を助ける本質的な要素にとらえ、その基本的条件、差別されないこと、いくつかの分野での規則発展を準備していた。よって以下の勅令（訳者注：国王の名で発布、国会の審議を経ずに成立）が制定された：
- a) 2007年3月16日付勅令 366/2007号。障害者の中央政府との関係において、アクセシビリティと差別なしの条件を規定。
 - b) 2010年2月19日付勅令 173/2010号。建設技術規則を改正。
 - c) 2007年4月20日付勅令 505/2007号。障害者が都市の公共スペース、建物を利用するためのアクセシビリティと差別されないための基本条件を承認。
 - d) 2007年11月12日付勅令 1494/2007号。障害者が情報社会、社会マスコミ関連の新技术、製品、サービスを利用するための基本条件を承認。
 - e) 2007年11月23日付勅令 1544/2007号。障害者が交通手段に差別なくアクセス、利用するための基本条件を規定。本勅令は、一定の期間内に必要なアクションを起こすカレンダー作成を義務付け、障害者が様々な交通手段を利用するアクセシビリティと差別されないことが保障される。
- 4 3. 2007年には盲人、視覚障害者、聾啞者、聴覚障害者、全盲聾啞者のためのユニバーサルアクセシビリティを容易にする以下の規則も採択された：
- a) 2007年11月8日付機関法 9/2007号。一般選挙制度に関する1985年6月19日付機関法 5/1985号を改正、盲人、視覚障害者のための投票手順を規定し、これら障害者の投票の権利と秘密投票を保障。
 - b) 2007年12月7日付勅令 1612/2007号。視覚障害者がアクセスできる投票手順を規定し、これら障害者の投票の権利を保障。
 - c) 2007年10月23日付法律 27/2007号。スペイン語手話を認め、聾啞者、聴覚障害者、全盲聾啞者の口頭コミュニケーションをサポートする手段を規定。
- 4 4. これら法律面の進展と平行して、LIONDAU（障害者の機会均等、無差別、ユニバーサルアクセシビリティに関する法律）活動の主要ツールとして、国家アクセシビリティプラン I2004・2012 が中期・長期的な視野でアクセシビリティの推進のための活動に入った。このプランは、活動の拠り所となる以下の一般原則からスタートしている：機会均等、自立した生活、持続性、参加。これら原則をもとに、すべての人々に有効なデザインと必要な適合措置をとっていくことを通じ、ユニバーサルアクセシビリティの実現を目指す一連の目的が設定された。
- 4 5. この活動ラインにそって、都市の公共スペースへのアクセスと利用のための差別のないアクセシビリティ基本条件を記載した技術文書が作成されたが、この文書は住宅省令を通じて近く発表される。
- 4 6. さらに2006年、障害に関するセクター別政策コーディネイト総局は、各省庁の建物のアクセシビリティに関する調査を依頼、その評価と診断は、規則 UNE17001-1 の第一部と要件 DALCO を根拠とした。すなわち、散歩、感知、場所の特定、コミュニケーションというアクションをする場合の要件である。この分析により上記規則および現行の自治州政府規則との違反が発見され、修正作業が提案された。この調査は以下の5項目で構成された：評価、提案、予算概算、優先事項、段階的プラン。本調査は各省庁の様々な部署で利用されており、完全なアクセシビリティ実現が徐々に達成されていく見通しである。この調査が大いに役に立つのは、

以下のような周囲環境のすべてを網羅しているからである：歩道、家具調度、場内放送システム、駐車場、表示など。

47. 一方、景気回復と雇用のための2010年4月9日付勅令法6/2010号は、課税所得が53,007.1ユーロ以下の人が通常の住居または住居のある建物で、建物や住居へのアクセシビリティ改善のための工事を行った場合の個人所得税控除を設定している。このアクセシビリティのコンセプトには、身体的、心理的、感覚的障害者のための住居の改善（安全な台所設備、感覚的障害者のための光や音による信号、身体障害者向けトイレ、浴室、アクセスの改良など）が含まれる。

F. 10条. 生命に対する権利

48. 障害者の権利条約は、10条で他の者と平等な条件での障害者の生命への権利について述べている。スペインは、厳格に障害者の生命への権利を尊重するものであり、それに反するいかなる規則も存在しない。1978年のスペイン憲法15条は、“すべての国民は生命と身体的道徳的完璧性への権利を持つ”と宣言している。したがって刑法では、138条および細則によって、障害があるかどうかは問わず、他の人の生命を奪う者を処罰する。同時に、犠牲者が障害を持つという理由による殺人罪はより重罪とされる（22条4a）。基本的権利を促進する観点から、他の人と平等な条件で生命への権利享有の保障として、身体障害者の社会参加に関する法律13/1982号3条は、“行政当局は、1条が言及する権利の行使のため必要なあらゆる手段を提供しなければならない。予防、医学、心理学的治療、適切なリハビリテーション、教育、オリエンテーション、労働参画、最低限の経済、司法、社会的権利の保障、社会保障は国家の義務である”と定めている。

G. 11条. 危険な状況、および人道上の緊急事態

49. 市民保護基本法令である市民保護法、自己防衛基本法や基本ガイドラインとも障害者の権利条約11条の要求事項を考慮している。国立治安学校の研修プランでは、市民保護国家システムの団員養成が優先目的ではあっても、障害者と弱者保護のため、およびこれらの人々と関係ある専門家養成のための特別研修活動も行っている。
50. 市民保護に関する1985年1月21日付法律2/1985に従うと市民保護は国家市民安全局の権限であるが、事態が重大で当局の要請があれば軍の権限となる。軍は市民保護に協力し、要請された任務を遂行する。
51. 軍の緊急部隊（UME）は、つねに現行の市民保護規則と権限ある当局が定める行動要領に従う。これら規則に障害者の安全と保護の特定の対処項目が追加されていくに従い、UMEは、自らの行動要領にもこれらの項目を取り入れるよう義務付けられ、国立治安学校での研修にも参加する。事実、すでに以下の様々なテーマの研修に参加した：衛生、体の不自由な人、妊婦、高齢者、乳児の扱い、移動のさせ方、分類方法、特に感覚的精神的障害者のおかれる特別な状況、障害者になる可能性のある災害被害者の外傷の一次、二次評価技術など。

H. 12 条. 法の前で等しく人として認められること

- 5 2. 12 条の項目 1 と 2。わが国の民法 (29 条) にも記載されているように、30 条に示された条件があるとき、誕生が人格を決定する。すべての人は誕生の時から法的能力を持つ。結果として、障害者はほかの人と同じ法的能力が認められており、わが国の法制度は障害者の権利条約 12 条の項目 1 と 2 と完全に両立する。
- 5 3. 12 条項目 3 は、締約国に障害者が法的能力を行使するとき必要とする支援措置を提供するよう義務付けている。この義務は、わが国の法制度では、個人と資産の後見保護機関、または障害者の人と資産後見機関によってカバーされている。これら機関は民法 1 卷、IX と X 編によって規制されており、障害に関しては 199-201 条、保護監督は 215-285 条、後見の職務は 286-293 条、司法擁護者は 299-302 条、事実の監視は 303-304 条に記載がある。
- 5 4. 無能力化とは、人から部分的または全面的に行動する能力を奪う手段であり、法律が定める理由 (199 条) に基づく裁定によってのみ宣言される。これらの理由とは人が自己管理することを妨げる病気や身体的精神的欠陥である (200 条)。人が行動する能力を剥奪し、または妨げるには身体的精神的に長期の病を患っているだけでは不十分である。決定的となるのは、二つ目の要件、つまり該当の病気のために人が自己管理できなくなっている条件が必要である。
- 5 5. 項目 4 に含まれる法的能力の行使に関する保護は、いかに示すようにわが国国内法に生かされている。
- 5 6. 個人の権利、意思、選好の尊重は、基本的に民法 268 条に反映されており、後見人はその業務を果たすとき、被後見人の人格に従い、その身体的精神的安全を尊重して行う義務があると規定している。
- 5 7. 利益に関わる紛争がないことは、民法 244 条 4 に警告として記載され、後見人として不適格とされる理由として、障害者との間に重要な利益に関する紛争の存在があげられている。後見人が解任されるのは、前述の理由による場合、または後見人として本来果たすべき義務を怠って悪い結果を招いた場合、後見人として明らかに無能である場合、担当する障害者との折り合いが悪く重篤な問題が連続して発生する場合がある。これらの規則は、後見人と司法保護者にも適用される。さらに 299 条は、何らかの事柄において、障害者とその法廷代理人または保佐人との間に利益の紛争が生じた場合、該当の無能力者の利益を代表し保護する法定保護人と任命すると定めている。
- 5 8. 不適切な影響がないこと。この保護は現行の法令には言葉で表現されていないが、前述の 268 条、および 216 条に、後見の機能を果たす場合は被後見人の利益となるよう、さらに司法当局の保護のもとに行うと表現され、暗黙の了解がある。
- 5 9. 障害者のニーズと状況に応じ、適合していること。民事裁判法 1/2007 号 760 条に従い、民法 267、289、290 条との関連で、法的無能力者の判定に関しては、その範囲と限界を示し、制限行為能力者が単独で行うことのできる行為と、後見人の介入または保佐人の援助が必要な行為とははっきり区別しなければならない。
- 6 0. 措置の適用はできる限り短い期間とし、権限ある独立した公平な司法当局が定期的に審査しなければならない。民事裁判法の 756 条から 768 条は、人の能力のプロセスについて定めている。この法律は後になって制限行為能力者が能力を回復し、制限の範囲の変更を行うことができると述べている。これらプロセスを要求することができるのは、無能力の審判の開始を請求できる資格のある者であるが、これら措置の機能の見直しについては考慮されていない。

- 6 1. 最後に保護は、該当の措置が障害者の権利と利益にどのような影響を与えるかに応じたものでなければならない。上述したように、措置が状況に応じたものであることという要件のなかで暗示された原則である。
- 6 2. 12 条項目 4 の完全な遵守を目指し、さらに障害者の権利条約の精神と用語にもっともふさわしいように、現在法律の草案が作成中である。この法律は、民法 I の巻 IX 編 X 編、および人の能力のプロセスについて定める民事裁判法の II 章の改正であり、数箇所新しい文言が挿入される。基本的には商法、抵当法、財務省の組織定款に関する用語の改正である。
- 6 3. 12 条の項目 5 は、締約国に対し、障害者が他の人と同じ条件で、財産を所有し、相続し、自己会計を管理する権利を保障するよう要求している。民法には、相続し遺言を残す能力に関係し、障害者に影響を及ぼす条文が含まれており、以下にコメントする。
- 6 4. 民法 744 条の規定によれば、法律によって無能力者と裁定されていない者、996 条によれば身体的精神的病気または欠陥による無能力者との裁定は、ほかに何もなければ、被保佐人は保佐人の補助により純粋な相続を受け入れる、あるいは目録の恩恵をうけることがあり得るといふ。
- 6 5. このように民法は、障害者にも司法で無能力者と判断された者にも相続することを禁じていない。ここで、相続の取得は、相続人による相続受け入れが要求され、この場合民法はこの相続行為に関しては完全な行為能力を要求する。従って、民法によれば、反対の記述がなければ、無能力者が保佐人の介助を得て、または保佐人が、無能力者の法定代理人および資産管理者として相続を受けとることを認めている（この場合は 271 条 4 の規定により、財産目録の恩恵なしの相続を受け入れるか放棄するかを法制当局の認可が必要）。
- 6 6. わが国の法制度では、民法 662 条は、法律が明確に禁止する人以外なら誰にでも遺言を残すことを認めている。663 条は、遺言を残せない無能力者とは、通常、あるいは偶然、正常な判断が下せない人、と定めている。最後に、665 条は、無能力者の裁決が遺言を残すための能力について何も規定していない場合、無能力者が遺言を残したい場合、公証人に出向く必要がある。公証人は二人の弁護士を任命し、能力に応じて判定し、または認可してもらわなくてはならない。
- 6 7. まとめると、すべての障害者、およびすべての無能力者が遺言を残すことを禁止されているわけではない。法的な無能力者に関しては、裁決が遺言に関して禁止している場合もあれば、何も触れられていないケースもある。その場合、無能力者は 665 条の条件にしたがって遺言を残すことができる。
- 6 8. したがってこの点では根本的改正は不要であるが、障害者が支援を受けて遺言を残すことができるよう、サポートに関する条項を追加することは可能である。最後に、ここでも用語に関して適切な修正を行うことが妥当であると思われる。たとえば、無能力に関する表現、あるいはあまりにもオープンで幅広い“正しい審判”など。前述した草案作成の段階でこれら修正の妥当性に関して調査、評価が行われる予定である。
- 6 9. 住民登録に関する 1957 年 6 月 8 日付法律の無能力者、後見人、財産管理者のテーマを改正する 2009 年 3 月 25 日付法律 1/2009 号の成立は重要である。これにより行為能力、後見制度の成立や改正に関するすべての情報を一箇所に集める中央住民登録の設立が促進される。こうして一人のデータが市の様々な登記所に分散するという問題が解決される。一方、無能力認定手順も、障害者の権利条約に適合させるため、無能力ではなく、行為能力の改正という呼び方になる。

I. 13 条. 司法へのアクセス

70. 障害者の権利条約 13 条は締約国に対し、障害者が証人としての宣誓も含め、直接または間接的にすべての法的手続き、予備的段階に参加する役割を果たせるよう、障害者の司法へのアクセス保障を義務付けている。刑法審理法が規制する司法アクセスの権利と刑法プロセスに関しては、以下のポイントに留意しなければならない。

1. 告発、告訴能力

71. 刑事審理法 259 条は、公然の犯罪を目撃した者は直ちに裁判官に通報する義務があると定めている。しかし 260 条は、未成年者と十分な理性のない者にはその義務を免除している。故にスペイン法は、障害者の権利条約に反するなんらの制限も提起しない。障害者も無能力者も含めあらゆる人が告訴できるが、無能力者には告訴は義務付けられていない。告訴を行う能力に関しては、270 条は、すべてのスペイン国民は、犯罪的行為によって危害を受けたか否かにかかわらず、民事訴訟する権利があると定めている。同じく 101 条は、刑事訴訟は公共であり、すべてのスペイン国民は法に従ってその権利を行使できると述べている。しかしながら 102 条は、市民としての完全な権利を享有しない者は刑事訴訟をおこなうことができないと規定している。ただし該当の犯罪行為または違反が、完全な権利を享有しない者、または配偶者、祖先、子孫、血縁関係のある兄弟親類の財産や人格に対して行われた場合はその限りではない。したがって、無能力者は民事訴訟は行うことができないが、自分に直接影響のある犯罪行為に対する刑事訴訟は起こすことができる。このときは私的告訴を提出する。結果として、告訴を提出する権利に関していくらかのニュアンスの訂正が必要となってくる。さらに無能力者との裁決にその旨規定があれば、民事訴訟する能力は制限される。一方、用語上の疑問が生じる。つまり用語の統一のニーズであり、(理性を完全使用できない者) (市民としての権利を完全に行使できない者) 障害者の権利条約の要求に応じて表現を適合させなければならない。

2. 被嫌疑者としての司法へのアクセス

72. わが国の法律では、特定の知的障害者は、刑事責任を免除されるか軽減されることができる (刑法 201 条、21.1)。これにより、精神異常または精神的混乱により事実の違法性を理解できないとき、または犯罪行為を起こしたときに判断力がなかったときは、刑事責任を免れる。この条項により、犯罪法 381 条は裁判官が被疑者に精神異常の兆候に気づけば、直ちに監察医の診察を受けさせなければならないと定めている。さらに 382 条は、被疑者の精神異常を裁判官に報告するよう定めている。特定の障害者の刑事責任制限の可能性より以上に必要なのは、障害者が責任を負わされた場合、障害者が他の者と同じ条件で権利を行使できるかどうか分析することである。刑事法 118 条、520 条は、各々、刑事事件において被疑者の権利、被疑者と逮捕者の権利について定めている。これらの文章の中で唯一無能力者に言及されているのは、520 条の項目 3 に、無能力者の場合、該当の無能力者の監督機関は逮捕と逮捕場所についてその者の後見人または事実上の保護者に連絡する。もしない場合は検察庁に伝える。このように無能力者の司法プロセスへのアクセスを妨害する障壁は何もないことが、司法へのアクセスに便宜を図る特別な対策もとられていないので障害者が司法へのアクセスに直面する困難を緩和していない。

73. 被疑者の宣誓に関しては、刑事法 385 条から 409 条に規定があるが、一般的障

害者に関しての言及はない。ただし被疑者が聾啞者である場合（398条）については宣誓の方法を適合させるか通訳をつける可能性について記載がある。結論としていえば、障害者の刑事プロセスへのアクセスを妨げるような明らかな制限は存在しないが、これら障害者には当然限界があるのだから、これら障害者への支援が少ないといえる。故に障害者のための支援対策を、彼らが必要とするときに利用できるよう、考慮するのが望ましく、刑事プロセスにおいても被疑者としての権利が完全に享有できるよう保障しなければならない。

3. 証人としての司法プロセスへのアクセス

74. 刑事法 410 条以下の条文は、証人の宣誓について、スペイン領土内に居住している者は、妨げのない限り、裁判官が正式な手続きを踏んで証人としての出頭を要請したらそれに応える義務がある、と定めている。しかし 417 条 3 は、“身体的、モラル上の”無能力者には、証人として出頭する義務はない、と規定している。こうして、障害者が証人として宣誓する権利を認め、法律的な義務からは除外している。一方、この分野には、特定の障害者が他の人と等しい条件でその権利行使を促すような対策もとられている。418 条がそれで、証人が身体的に裁判官の呼びかけに出頭できない状況にあれば、障害者の自宅で裁判官が出向くことが可能であり、442 条には（口頭裁判の段階では 711 条）証人が聾啞者である場合適切な宣誓を行うための対策が定められている。最後に、証人が口頭尋問開始前に死亡、または身体的精神的無能力者になるという恐れがある場合は、448 条は裁判所で再度宣誓のため出頭する義務の前倒しを認めている。結果として、障害を持つ特定の人々への支援対策がとられてはいても、一般条項として障害者が刑事裁判において証人として宣誓する権利を正しく行使できるような支援対策を盛り込む必要がある。同じく、他の条文でも述べたように用語を適合させる必要があり、今回のケースで、“モラル上無能力”という表現は不適切である。

4. 鑑定人としての司法へのアクセス

75. 刑事法 456 条以下の条文は、鑑定人レポートに関して述べている。このケースでは無能力者に関してはなんらの言及もなされていない。ゆえに他のケースも同様に、何らかの障害があつて鑑定人として完全に機能を果たすことができない者に関する一般的な支援の条文を追加しなければならない。障害者の権利条約 13 条が規定する司法へのアクセスの平等には、無料の司法サポートがある。司法無料支援法（1/1996 号）は、障害者と、障害者の名でその権利を代行する人にこの権利を認めている。司法無料支援委員会が申請者の状況、扶養する子供や家族の数、健康状態、その者の経済的義務、プロセスの開始に伴う各種費用に応じて支援を認可決定するが、法の定める収入制限を越えた場合、最低賃金の 4 倍以下という上限が設けられている。予算の関係で、国も、このテーマの権限を持つ自治州政府も、この分野では障害者の収入制限撤廃以外の進展は不可能である。しかしながら十分な配慮が必要であることは承知している。最後に司法無料支援法追加条項 2 は、障害者の権利の促進と擁護を目的とする公共の団体に、収入不足の証明不要で司法無料支援を受けて訴訟する権利を認めていることに留意されたい。

J. 14 条. 身体的自由と安全

76. 自由を奪われている障害者に関する治安部隊や軍隊の行動は、他の人に対する

場合と同様であり、適用される法律も同じ、障害があるかないかは関係ない。逮捕されて警察に留置される場合でもアクセシビリティに関しては 9 条の規定と同じであり、その設備はできる範囲ですべての人の状況に適合するものでなければならぬ。

77. CERMI と ONCE（スペイン盲人協会）を通じて障害者団体と各種司法グループが協力して障害フォーラムへの参加ですすめられている。このフォーラムは、スペイン司法評議会が主催したもので、スペイン行政書士協会やスペイン弁護士会も協定によってコラボを奨励している。この結果様々なアクションが始まっているが、国内各地で開催される障害者のための司法オリエンテーション無料サービスが注目される。

K. 15 条. 拷問その他の残虐、非人道的、または品位を傷つける取り扱いや刑罰に対する保護

78. 拷問その他の残虐、非人道的、または品位を傷つける取り扱いや刑罰に対する条約は 1984 年 12 月に成立、スペインは批准、1987 年 6 月 27 日に発効した。その 1 条で、条約はあらゆるタイプの差別にもとづくあらゆる損害に保護を広げている。拷問その他の残虐、非人道的、または品位を傷つける取り扱いや刑罰に対する任意議定書は 2002 年 12 月 18 日にニューヨークで成立、スペインは 2006 年に承認、批准し、同年 6 月 22 日に発効した。事実上、検問サービス機関が緊急処理班を設け、家族なりユーザーからの告発があれば、48 時間以内に対応、障害者のためには検察庁と合同の協議機関がある。3 月 18 日付法律 2/1986 号の定める治安部隊、軍の行動基本原則とは、対象が誰であれ、また状況がどうであれ、隊員は拷問その他の残虐、非人道的、または品位を傷つける取り扱いをしてはならない、ということである。このようなタイプの行為は、相応の制裁をうけることが、国家警察、治安警察の隊員規律書に記載されている。

L. 16 条. 搾取、暴力、虐待に対する保護

79. 障害者のためのアクションプラン III2009-2012 には、“分野 V、虐待と暴力”の中で、障害者、特に未成年者や女子に対する虐待と暴力の事実を検出し防止するための一連の対策（調査、意識向上キャンペーン、専門家向けマニュアル、その他の研修活動）が盛り込まれている。
80. 障害児（一般障害者と同じく）が保護を受けられないリスクは、特徴や特定の条件よりも手段があるかないかに関係する。多くの場合、特徴や条件は変更できないものである。障害のある子供は、手段に欠ける（親にかまってもらえない、社会ネットワークバックアップが少ない、行政機関のサポートがない）状況が克服されればより幸せになれる。
81. 児童と少年少女戦略国家プラン（2006/2009）の枠組みの中で、以下のような目的が設定された“リスク、無保護、障害および（または）社会からの疎外状況にある児童、少年少女への配慮と社会の介入を強化する。質の高い共通の基準を設定し、成果を評価してゆく。”この目的には、子供の権利条約の原則を現行の法律に取り入れることや、スペインの児童や少年少女が危険な無防備な状態に陥らないための調

査の推進、年少者保護のための特別サービスの内容向上など、様々なアクションプランが予定されている。

- 8 2. 上記児童と少年少女戦略国家プラン（2006/2009）に基づき、社会家族児童政策総局とソフィア王妃暴力調査センターは、“スペインにおける子供に対する家庭内暴力”に関する調査を行った。この調査結果でもっとも多い事例から、障害児は虐待を受けやすい、という結論が引き出された。このデータをみると、身体的または精神的病気を患う児童が虐待される割合は（7.8%）健康児のそれ（3.57%）より多く、障害児が何らかの暴力を受ける割合（23.08%）は、健康児のそれ（3.87%）より圧倒的に多いという事実である。
- 8 3. 1991 年から自治州政府と国が共同で虐待児童に関する実験プログラムを助成している。これらの調査研究の予算総額は、2005 年までに累計 1,400 億ユーロに上り、年平均 23 プロジェクトが 15 の自治州と、セウタ・メリジャ市（訳者注：北アフリカにあるスペイン領土の自治市）で実施された。これらプログラムの進展により、児童虐待防止の新しい方向付けができ、問題の広がりを知るための調査が一層進んでいる。
- 8 4. もうひとつの重要なイニシアチブは（児童と少年少女観察所から生まれたもの）児童虐待統一記録所のスタートである。これは問題の真の広がりを把握するのにきわめて重要であり、行政当局による児童虐待の防止、緩和に大いに役立った。この記録所の設置は多くの自治州や自治都市に広がりつつあり、2010 年にはこのシステム（データベース）に集められたデータをまとめた初の報告書が発表される予定である。
- 8 5. 児童を虐待から守る非政府組織への補助金政策も維持される。これら社会のイニシアチブを支援し促進していくことは、社会がこれら難しい問題の解決に参加するという意味で非常に重要である。
- 8 6. 児童と少年少女観察所は、児童公共政策にアドバイスを行うため、児童虐待に関するワーキンググループに対し、虐待のケースにとるべきアクションプラン手引書をまとめるよう依頼した。これも児童権利委員会の方針に従うもので、児童虐待のケースではコーディネートのとれた素早い対応が重要なことを示している。一方、上記手引書の作成は、障害者の権利条約が認める権利をスペイン全土に行き渡らせる目的にもかなうものである。作成にあたっては、児童の権利と福祉の保護に携わる多数の公的機関、組織、社会団体が参加した。したがって、当手引書は、社会サービス、司法、厚生、教育、国家安全総局の代表者、実務者たちの共同作業の結果といえる。同手引書は、児童と少年少女観察所総会に提出され、承認された。
- 8 7. 本テーマに関連して、スペインでは、精神障害のある受刑者への対応が資金面も手順も改善された。たとえば、これら受刑者のニーズに関する調査を通じて、刑務所と精神障害専門ネットワークとのコーディネート手引書が作成され、これら受刑者も新テクノロジーの利用、たとえば遠隔治療などへのアクセスが可能になった。さらに精神障害のある受刑者、同出所者の社会復帰やリハビリテーションプログラムにも助成が行われるようになった。

M. 17 条. 個人が健全であることの保護

- 8 8. 障害者の権利条約 17 条は、障害者の個人としての健全を保護している。特に国連の障害者の権利条約 23 条段落 1 の細項目 c の文言は、締約国は“障害者が障害児童も含め、他の人と平等な条件で生殖能力を維持できるように”保障しなければな

らない、と定めている。

89. 現行のスペイン法規は、刑法 149 条で、他人を断種（不妊）させる者を罰する。さらに特別な保護予防措置として、犠牲者が無能力者である場合は、親権、後見、補佐、保護者、里親の資格剥奪も伴う。したがってスペインは、国が障害者の生殖能力を守っているといえる。刑法は障害者に対する不妊措置を禁止しているので、障害者の人としての身体的、モラル上の健全さへの権利を尊重しているといえる。生殖能力と不妊治療に関しては、不妊治療技術に関する 2006 年 5 月 26 日付法律 14/2006 号は、不妊治療技術適用に関する個人的要件として障害者になんらの条件も課していない。
90. 一方、2010 年の法律 2/2010 号によって行われた刑法の改正でも、障害者であるという理由で行われる強制妊娠中絶は犯罪とみなしている。

N. 18 条. 移動の自由、国籍についての権利

91. 国家警察は、現行法規を、国籍、入国、出国、個人を証明する書類、移民等のテーマに限り適用し、いかなる場合にも、身体的条件は考慮しないが、妊婦、未成年者、障害者など特定の人々、特定のケースにおいてはその限りではない。

O. 19 条. 自立した生活、地域に受け入れられる権利

92. 自立生活モデルは LIONDAU（障害者の機会均等、無差別、ユニバーサルアクセスビリティに関する法律）成立の動機となった原則のひとつである。2 条、項目 a)には、自立した生活とは“自由な人格の開発のもとで障害者が自分の存在に関して自ら決定を下し、地域社会の生活に活発に活動すること”と定義されている。LIONDAU が発展させるアクセスビリティに関する規則（9 条参照）は、基本的目的として、障害者が独立して生活でき、地域社会の一員となる権利を行使できることとしている。LISMI（障害者の社会参加に関する法律）は、行政当局、またはその他の公的機関、公営企業が建設、開発、助成する公営住宅、低所得者向け住宅やその他の住宅プロジェクトの 3 パーセントは障害者用に確保することと定めている。これらの住宅は、可動性が制限されている人でもアクセスできる建築上の特徴を十分備えていなければならないし、車椅子などを使用したり、地域社会への活動参加も普通に行うことができるようになっていなければならない。
93. 障害者の権利条約の指令にスペイン法規を適合させる過程で、上記の障害者向け住宅比率を増やす可能性が検討されている。同じく、医療分野でも自立生活の原則に関連した改正が検討中である。それは障害のある患者が自分の健康に関係ある活動に関して自分で決定を下せるように必要なサポートを提供することである。一方、自立の奨励と要介護の人への配慮に関する 2006 年 12 月 14 日付法律 39/2006 号は、平等な条件で、法律の定めるケアやサービスへの積極的参加を促すものであるが、2 条はその他の定義の中で、自立、自立のためのサポートのニーズ、個別の援助に関して定義している。法律制定のきっかけとなった原則はいろいろあるが、たとえば要介護の人でもできる限り自立生活ができるようにするため必要な条件を整えたり、要介護の人でも可能なら自分の慣れ親しんだ環境で生活できるようにすることなどがある。
94. スペイン政府は、障害者のニーズについて一番よく知っているのは障害者自身

とその家族であることを理解しており、障害者を専門的に世話する非政府組織や団体をサポートするため、毎年補助金付与のための公募を行っている。これら補助金には二つのタイプがある。そのひとつは一般助成制度の補助金で、国レベルで障害者のための協会や財団を組織する活動に贈られる。もうひとつは、個人所得税から拠出されるもので、協力プログラムや社会ボランティア活動に向けられる。

95. 35条とそれ以後の勅令 2066/2008号は、もっとも効果的な資金援助の方法として、障害者も含めハンディのある人のための保護住宅への助成を示している。要件は以下の通り：建物、あるいは団地の一部にせよ障害者専用であること。専用面積は一人当たり 15m² から 45m² であること。家族またはグループの場合は 90m² まで。さらに共通のサービス、または介護人の居住スペースとして 30m² 分、さらにこれら保護住宅専用の駐車スペースも助成の対象とする。
96. 2003年より障害者とその家族には経済的保護ツールとして、財産も保護されることになった。障害者が必要とするときに利用することができる財産保護に関する法律 41/2003号がそれで、これは重篤な身体障害者、感覚障害者、知的障害者にとって非常に興味ある司法ツールである。この法律の目的は、現金、不動産、権利、株券などの資産を指定し、これらそのもの、およびこれらの運用から生じる利益を障害者の必要経費、臨時経費の支払いにあてることである。このようにして、障害者の親は、贈与（税務経費が高い）や売却を行わなくても、あるいは相続財産の送金を待つことなく、特定の資産を障害者の決定的に必要な経費に当てることができる。これはすなわち目的を持った資産であり、障害者の生活に不可欠な費用にあてることができるものである。これを形成する資産や権利は、法的人格を持たず、相続人の個人資産から分離され、特定の行政管理制度に従う。
97. 財産保護を享有できるのは、知的障害者では（障害の程度が）33%かそれ以上、身体障害者、感覚障害者の場合は 65%かそれ以上の場合である。知的障害者の場合は、司法による認定は不要で、原則として評価オリエンテーションチームの発行する証明書があればよい（勅令 1971/1999号）。裁判所の確定的な決定も有効である。定期的、または裁判所の決定によって発行される障害の種類によって 33%かそれ以上、または 65%かそれ以上の障害証明書の所有者であればよい。障害者が十分行為能力がある（自らの行動の範囲と意味について適格に判断でき、その結果に対応できる能力）とされるのは、以下の問題について決定できる場合である：
- 自分の保護財産を構成する
 - 財産の管理者になる、またはその職務に他の人を任命できる
 - 第三者からの寄付を受け取る、またはそれを拒否する
 - 将来の司法による無能力判定（民法 200条）に備え、自分自身またはその財産のための対策をとる、または後見人を指名する
98. 十分行為能力がある（完全ではないにせよ）障害者は、自分自身、またはその財産に関してすべて決定する権利がある。

P. 20条. 個人的な移動を容易にすること

99. 障害者ができるだけ自立して自由に移動できる権利は、障害物の排除、あらゆる側面を含む普遍的アクセシビリティ、ポジティブアクション対策の実施が必要である。
100. このテーマにおいては、9条で述べた関連法、具体的には都市の公共スペース物への障害者のアクセスと利用のしやすさ、差別されないための基本条件を定める

2007年4月20日付勅令505/2007号と、障害者の交通機関へのアクセスと利用のしやすさ、差別されないための基本条件を定める2007年11月23日付勅令1544/2007号に言及しなければならない。

101. 以前にもわが国では障害者の移動（モビリティ）に便宜を図る様々な対策がとられてきた。障害者の社会参加に関する1982年4月7日付法律13/1982号（障害者の社会参加に関する法律）、同法に記載された障害者のための社会経済給付について規定する1984年2月1日付勅令383/1984号勅令により、移動の際の交通費補助（SMGT）が始まっている。これは障害があるため公共交通機関利用が困難な障害者が常の住居から外出する際に必要な交通費を定期的に補助する制度である。
102. さらに以前にも述べた国立自立と技術支援リファレンスセンター（CEPAT）の技術支援カタログがある。このカタログとは、スペインで製造され、流通している技術サポート（技術支援）製品や販売店、コンタクト先を網羅した情報カタログで、スペインや中南米のスペイン語国の障害者やリハビリテーション担当者、社会サービス関係者のニーズに対応するものである。さらにモビリティに関しては、IMSERSO 配下の各センター、たとえば身体障害者回復センターの活動も特記すべきである。このセンターは、先天的、または後天的に身体的および/または感覚的障害者となり、普通のセンターでは回復のためのケアが受けられない人々のため、理想的な設備が揃い、専門スタッフにより社会と職場復帰のための訓練が続けられている。これらのセンターでの最も重要な活動は、自立のための技術支援、アクセスビリティ、障害者の人としての完全性を取り戻すための技術的援助、新テクノロジーの適用、重い障害を負いながらも最大限納得できる職場復帰を目指すための新テクノロジーの開発と適用法の実践などがある。
103. 前にも述べたが、2007年11月23日付勅令1544/2007号により、各交通手段の利用性を向上するための対策がとられてきた。これらの対策は、異なる交通手段に適用されるだけでなく、交通手段に乗る前の段階からアクセスビリティ（利用のしやすさ）を保障することを目的としている。すなわち障害者が該当の交通機関に乗車するために向かう建物や駅、ターミナルへのアクセスにも便宜をはかる追加対策（たとえば鉄道の駅に関しては、駅が備えるべき条件、外部からの通路、階段などに関する細かい定義）がとられた。この追加対策により、障害者の様々な交通手段へのアクセスが一層便利になった。その意味で上記勅令は、附則IXの項目2の中で、すべての交通機関に対して、特別な対策がとられていない場合に補助的対策として、以下を指示している：“公共交通機関の施設ではできる限り、障害者が施設内を通るとき必要な情報を提供し、切符の購入も補助する訓練を受けた人によるアシスタントサービスを提供しなければならない”。
104. したがって、上記勅令は、交通機関の建物への入場の際にも障害者を助ける追加策をとっているので20条の障害者の個人の移動に便宜を図るという要求を満たしている。

Q. 21条. 表現と意見の自由。情報の利用

105. 2005年11月、アバンサ（進展するという意味のスペイン語）2006-2010プランが成立した。このプランは情報社会の発展とヨーロッパと各自治州間の収斂（コンバージェンス）を目的としたものである。同プランが意図する対策のうち、情報とコミュニケーション技術の拡大と利用の障壁を取り除き、新しい情報技術の利用に関する権利保護のための規則の制定があげられる。

106. アバンサプランの枠内で、情報社会促進対策に関する2007年12月28日付法律56/2007号が成立し、障害者にとっても重要な対策が盛り込まれた。たとえばテレコミュニケーション一般法2003年11月3日付法律32/2003号が改正され、個人の家からでもブースからでもユニバーサルサービスとしてブロードバンドインターネットへのアクセスが導入された。法律65/2007号は、追加条項11、“障害者の情報社会技術へのアクセス”の中で、行政当局に対し、情報社会の新テクノロジーに基づくすべての要素とプロセスについて障害者のためのアクセススタンダードとデザインの推進、開発、適用を要求している。
107. 一方、勅令1494/2007号により情報社会とコミュニケーション手段に関連した新テクノロジー、製品やサービスへの障害者のアクセスに関する基本条件規則が制定され、その中で、ブロードバンドインターネットへのアクセスのための端末機器のオファーが十分なように促進ではなく、保障が義務付けられている。この要件は、行政当局、テレコミュニケーションの事業者、情報社会サービス提供者、国内のマスコミ各社に及ぶ。この結果、スペイン政府産業・観光・通商省は、国立コミュニケーション技術研究所（INTECO）を通じて、行政当局と公営機関が提供するデジタルサービスへのアクセス改善プロジェクトをスタートさせた。これらのプロジェクトには、WEBサイトの適正化分析とサポート、これらサイトのコンテンツの開発更新を担当する公的部門と民間双方の専門家の養成、法の要求するアクセスビリティ改善のための各種ツール開発技術イノベーションプログラム、情報社会への差別のないアクセスを保障するユニバーサルデザインの重要性認識のための意識向上プロジェクトなどがある。
108. 一方、首相府は、INTECOを通じて、行政当局と自治州政府のために公共機関のWEBサイトへのアクセスビリティに関して監視機関を設け、サイトへのアクセスビリティの向上と、改善へのたゆまぬ努力を続けている。
109. スペイン政府産業・観光・通商省は、テレコミュニケーション情報社会総局を通じて、さらに厚生社会政策省は障害者セクター別コーディネーター政策総局と国立障害者財団を通じて、2008年11月26日に、国立アクセスビリティ技術センター（CENTAC）を設立、協賛企業としてONCE財団、ボダフォン財団、コルテ・イングレス社、テレフォニカ社も参加した。このセンターの主な目的は、インタラクティブ（対話型）なテクノロジー、サービス、各種機器、システム、ネットワークを利用する対話型社会に、あらゆる人々が平等にアクセスする社会の完成を目指すものである。すべての人々のための利用性向上、デザインの推進は、障害者のアクセスビリティのための製品やサービスよりさらに前進し、すべての市民のためにより優れた品質で、汎用性に富み、利用価値のあるあらゆるイノベーションや発達への道を開くものである。
110. 一方行政当局は、障害者が文書や書式を完全に利用できるように、事前に請求すれば、特別なフォーマットの書式、大きな活字や拡大したもの、点字の文書などを用意し、書式の記入に補助員も提供する。さらにもっとも利用頻度の高い基本書類は、知的障害者や文書理解が困難な障害者のため簡易版を用意しなければならない（勅令366/2007号、市民相談窓口へのアクセスビリティ対策、市民相談サービス利用保障も規定）。
111. 2007年には前述の法律27/2007号が成立、スペイン語の手話が認められ、聾啞者、難聴者、聾視覚障害者のオーラルコミュニケーションのための支援対策が定められた。各障害者協会からは情報やアイデアを平等な条件で獲得し、受け、提供することも含め、表現と意見の自由のための画期的措置と評価された。この法律により、国立障害者財団の管轄する二つのセンターの設立も予定されている。